

電子マニフェストを 導入していますか？

マニフェスト制度とは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者に対してマニフェストを交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保することを目的とした制度です。

電子マニフェスト制度とは

電子マニフェスト制度とは、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。

導入のメリット

- マニフェスト（紙）の保存が不要
- 廃棄物の処理状況の確認が容易
- 電子マニフェスト利用分は排出事業者の産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要。
- 法定項目の入力漏れがない
- マニフェストの紛失の心配がない

県では電子マニフェスト操作セミナーも開催しています。

補助率、補助上限額等

補助対象事業者：大分県内に事業所を有する排出事業者及び産業廃棄物処理業者

補助上限額：10万円（補助率2分の1以内）

補助対象経費：電子マニフェスト基本料、電子機器等

※補助金申請は1事業者1回までです。

※補助金申請を検討の方は、申込前に担当までご連絡ください。

応募方法等

応募方法等詳細については、裏面、大分県のホームページをご覧ください。

(<https://www.pref.oita.lg.jp/soshiki/13400/r5denshimanifesuto.html>)

補助金申請の流れ



※JWセンターへは補助金の交付決定通知書を受け取って申し込みをしてください！
※補助対象期間は、交付決定日～令和6年3月31日までです。

①見積書の入手	導入する機器(PC、タブレット等)の見積書等を入手する。
②交付申請の手続き	大分県循環社会推進課に補助金申請を行う。 ・補助金交付申請書(第1号様式) ・事業計画書(第2号様式) ・収支予算書(第3号様式)
③交付決定	県から、交付決定通知書(第7号様式)を受け取る。
④加入申込、機器の購入	交付決定通知書を受けてから、公益財団法人日本産業処理振興センター(JWセンター)に加入申込をしてください！
⑤実績報告	大分県循環社会推進課に、実績を報告する。 ・実績報告書(第9号様式) ・事業実績書(第10号様式) ・収支精算書(第11号様式)
⑥額の確定通知	県から、額の確定通知書(第12号様式)を受け取る。
⑦請求書	請求書(第8号様式)を提出して、補助金の支払いを受ける。

※補助金の交付決定通知を受けて交付額が決定した後、補助金の額に変更がある場合は、改めて、変更申請が必要です。変更申請の手続きについては、県の担当者までご連絡ください。

※交付申請を受理し、交付決定通知書の交付までに約1ヶ月程度かかります。

(問い合わせ先)

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 県庁舎別館5階
大分県生活環境部循環社会推進課 計画・調整班
電話:097-506-3135(ダイヤルイン)
e-mail: a13410@pref.oita.lg.jp

